

交付要綱では補助対象事業を特定していないが、実質的には、総合・運営委員会開催費用及び全国大会費用（費用総額323千円）を補助対象としていることである。

①補助金の見直し  
総合・運営委員会は団体の基本的活動であるため、自主財源ですべきものと考え。県が木材業界の後継者の健全育成のために補助するのであれば、補助対象（例えば全国大会費用）を特定することが望ましい。

13	169	林政課	運営費補助	昭和47年度	3,000千円
----	-----	-----	-------	--------	---------

(上記補助事業の個別事業)  
奈良県木材協同組合連合会  
交付要綱では補助対象事業を特定していないが、実質的には、全活動を補助対象としており、対象経費は1)通言費、2)関連団体会議費、3)出張費、4)事務用品費、5)普及宣伝費の総額4,034千円であることである。

①補助金の見直し  
当該連合会は、補助金のほかには数種の事業収入がある。これら事業収入に対応する支出と補助金対応支出との区分経理をしていないことである。しかし、連合会の目的は事業実施とともに木材の振興を図ることから事業収入をもって振興事業を実施するのが基本であると考え。したがって、県が木材業界の振興に補助が必要と考えれば、その目的のために効果が高いと考えられる事業を特定したうえで補助金を交付することが望ましい。

14	164	林政課	運営費補助	昭和43年度	700千円
----	-----	-----	-------	--------	-------

奈良県林業研究グループ育成補助金  
奈良県林業研究グループの育成発展を図るため、その連絡協議会の運営に要する経費について、補助するものである。  
補助金額は、昭和56年以降700千円の一定額である。

①補助金の見直し（・補助金額の見直し）  
当該研究会は活発な研究活動を実施している。しかし、事業費1,242千円でその財源のうち奈良県ほかの補助金は950千円(76.5%)になっている。グループからの会費収入320千円は、そのままグループ研究費として支出されている。自主財源を増やし、県の補助金は見直すことが望まれる。

15	171	林政課	運営費補助	昭和53年度	700千円
----	-----	-----	-------	--------	-------

奈良県木材製造業労働災害防止協会奈良県支部育成補助金  
林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部の育成発展を図り、もって奈良県下における林業、製造業等の労働災害を防止するため、次の業務の実施に要する経費について補助するものである。

- (1)労働安全衛生法及び労働者災害補償保険法並びに関係諸法令の研究指導
- (2)産業安全の推進事業

(3)労働衛生の推進事業  
(4)その他支部の目的達成に必要な業務  
なお、補助金額は知事が定める額としており、平成7年度以降は700千円である。

①補助金の見直し（・補助対象事業や経費の特定）  
できる限り事業を特定した補助とすることが望ましいが、運営費補助とする場合は、運営費の中には補助対象として適当でない経費も含まれる可能性があることから補助対象経費を特定することが望まれる。

②実績報告の明確性  
当該協会は一般事業、受託事業及び補助事業を実施しているが、実績報告書において、補助対象事業とその他事業との区分が明確でない。補助対象事業及び経費が明確になるように記載することが必要である。

16	175	森林保全課	運営費補助	昭和48年度	2,200千円
----	-----	-------	-------	--------	---------

奈良県猟友会育成補助金  
社団法人奈良県猟友会の育成発展を図るため、猟友会の運営に要する経費について補助していることである。補助金額は、予算の範囲内としており、最近では2,200千円で同額で推移している。

①補助金の見直し（・補助事業の特定）  
猟友会は野生鳥獣による農林業の被害防止に貢献する狩猟者の団体であり、公共的側面があり、県の補助対象として認めうるものである。事業費総額は19,304千円で、その財源の主なものには会費、狩猟者登録事務等の事業収入、大日本猟友会からの事業助成金収入及び県からの委託料収入等である。現在の会員数（約1,200名）及び事業内容では運営費全額を賄うのは困難な状況である。しかし、社団法人の運営は基本的には会費収入と設立目的に関連した事業収入で賄うべきものであるため、同会においても、会費収入や事業収入等の自主財源確保について検討すべきである。県が補助する場合は、運営全般に対する補助とすることはなく、公益性が高い事業に対する補助とすることが望まれる。

17	108	農業経営課	運営費補助	昭和42年度	500千円
----	-----	-------	-------	--------	-------

JANAならけん女性部事業活動促進費補助金  
農協女性組織を整備し農協運動の発展を図るため、JANAならけん女性部に対し、女性部が行う事業に要する経費について、3分の1以内で補助するものである。  
当該補助金は、県内の農協女性組織の整備を目的に、昭和42年度から農協婦人組織協議会（後にJANA女性部）の活動を支援、平成11年度からは旧JANA女性部が統合された新たな組織JANAならけん女性部に対して補助していることである。

①補助金の見直し（・補助金額の見直し）  
会員数は12千人を超え、活動も活発に行われており、補助目的に対して一定の効果は達成したと考えられる。今後も、当該女性部の活動は重要であるが、県の補助金に頼らなくとも活動は実施できるものと思慮する。当組織の5原則の一番目に「自主的に運営する組織」とあり、県の補助金に頼るのではなく、自主的に運営することが望まれる。

②実績報告の明確性

補助対象は活動促進費であるが、活動の詳細記載がない。後日総会資料を入手し事業内容を確認していることであるが、実績報告書上で補助金使途を明確にし補助効果測定に資するため、費用明細、実施事業及び成果の記載を求める必要がある。

A-3 (事業費補助) 補助対象事業の見直しや補助のあり方検討が望ましいもの

18 農振団体 農業振興課 事業費補助 農産振興団体 20 団体 総額 7,250 千円

奈良県農業振興団体補助金  
奈良県の農業の振興を図るため、農業振興団体 20 団体に対し、これらの団体が行う事業に要する経費を補助するものである。なお、補助金額は定額であり、補助開始から同額であることが多い。監査対象は 19 団体で、補助金総額は 6,950 千円。

①補助金の見直し (・補助対象の見直し ・補助金額の見直し)

補助対象事業は特定されているが、補助対象経費と対象外経費との区別が明確でない。また、現在の補助対象は団体の経常的活動に対するものが多い。経常的に実施する農業振興に要する経費については厳に精査し、公益性の程度により自主財源に任ずるものとの繰引きを考慮すべきである。県の補助対象は、社会環境の変化に対応し、緊急を要する事業や新技術の研究等及び公益性が高いものと認められる事業に特定するなど、補助のあり方も含め検討することが望まれる。  
なお、以下の個別団体については、固有の問題点のみを記載する。

19 118 農業振興課 事業費補助 平成 4 年度 300 千円

(サブ事業名) 優良野菜振興事業 社団法人日本種苗協会奈良県支部

社団法人日本種苗協会との連携強化を図り、種苗に関する研究・調査を行うとともに、野菜種子供給の円滑化を図り、県内園芸の発展に資するものである。

補助対象経費は、(1)研究費、(2)啓発宣伝資料費。

①補助金の見直し (・対象外経費の特定・補助金額の見直し)

補助対象経費としている研究費 2,968 千円の内容は海外研修旅行及び会員向け研修会の会食代及び講師料等である。会食代は補助対象から除外していることであるが、要綱上その旨が明確にされておらず、また一般的には研修旅行費の中でも補助対象外とすべきものがあると考えられるため、補助対象外経費を明確に規定しておく必要がある。  
補助金のあり方も含め見直しが望まれる。

20 119 農業振興課 事業費補助 昭和 55 年度 350 千円

(サブ事業名) いちご振興事業 奈良県いちご優良親苗増殖協議会

健全優良ないちご親苗の計画的確保と増殖推進し、産地の安定的発展に資するものである。  
補助対象経費は、(1)いちご親苗の配布経費、(2)優良親苗増殖に関する研修会開催費、

(3)優良親苗の需給調整費。

①補助金の見直し (・補助対象の見直し ・補助金額の見直し)

自主財源である会費収入割合が低い。自主財源増加策を講じ、補助対象は、例えば(1)いちご親苗の配布経費 (313 千円) とし、(2)研修会開催費及び(3)需給調整費などは自主財源で賄えるようにすることが望ましい。

21 120 農業振興課 事業費補助 昭和 51 年度 250 千円

(サブ事業名) 花き植木販売改善事業 奈良県花き植木農業協同組合

計画的な生産出荷についての協議や、生産・流通情報の広報・伝達を通じて、県の花き植木の販売改善に資するものである。

補助対象経費は、(1)生産出荷協議会開催費、(2)啓発宣伝資料費。

①補助金の見直し (・補助金額の見直し)

当該協同組合は組合員数 1,262 人で、花き販売を主業務としており、出資金 82 万円、売上高 2,459 百万円の規模である。県補助金は、センター日より発行費用等に充てられている。同組合は花き植木の生産・出荷・流通体制整備の中心的役割を担うものであり、その活動は公共的側面を有するものと同時にそれは同組合の目的活動であることからできるだけ自主財源で実施することが望ましい。県の補助対象を今以上に特定するなど補助金の見直しが望まれる。

②実績報告書の明確性

支出内訳が記載されていない。記載が必要である。

22 121 農業振興課 事業費補助 昭和 56 年度 200 千円

(サブ事業名) 花き消費拡大事業 奈良県生花商業組合

花き消費拡大のため、販売店相互の連携のもと、各種の広報・宣伝活動や装飾技術向上等を行うものである。

補助対象経費は、(1)協議会開催費、(2)販売改善対策費、(3)啓発宣伝資料費。

なお、当該組合は、花・植木の小売業を営む中小企業者で組織し、組合員数は約 200 名である。

①補助金の見直し (・補助対象の見直し ・補助金額の見直し)

消費拡大は組合の使命であり、経常的活動費はできる限り自主財源をもって実施することが求められる。県の補助対象は例えば「フラワーコンテスト開催費用」などに限定したうえ、補助金が見直しが望まれる。

②実績報告書の明確性

支出内訳が記載されていない。記載が必要である。

23 122 農業振興課 事業費補助 昭和 48 年度 400 千円

(サブ事業名) 茶葉振興事業 社団法人奈良県茶業会議所

大和茶の需要拡大を図る目的で各種事業を実施するものである。  
補助対象経費は、(1)茶葉振興大会開催費、(2)茶品評会開催費、(3)茶需要動向調査並

ひに優良茶生産啓発宣伝費。

①補助金の見直し（・補助金額の見直し）  
現在の実施事業は経常的活動がほとんどである。経常的活動費はできる限り自主財源をもって実施することが求められるため、県の補助対象は例えば「茶品評会開催費」などに限定したうえ、補助金が見直しが望まれる。  
②実績報告書の明確性  
支出内訳が記載されていない。記載が必要である。

24	123	農業振興課	事業費補助	昭和57年度	200千円
(ヤブ事業名)		茶業振興事業	奈良県茶商工業協同組合		
大和茶の需要拡大を図る目的で各種事業を実施するものである。 補助対象経費は、(1)茶の流通改善対策費、(2)品質向上対策費、(3)啓発宣伝活動費、(4)情報交換費。 当該団体は、荒茶の仕上加工並びに販売を行う事業者で構成されており、組合員は22社である。					
①補助金の見直し（・補助対象の見直し・補助金額の見直し） 補助対象としていない範囲が広く、団体のほとんどの事業をカバーしている。これらの多くは団体の経常的活動でありできる限り自主財源で実施することが求められるため、県の補助対象は例えば「大和茶啓発活動のうち、大和茶の広告のための無料接待費用」などに限定し、補助金が見直しが望まれる。 ②実績報告書の明確性 支出内訳が記載されていない。記載が必要である。					
25	124	農業振興課	事業費補助	昭和36年度	300千円
(ヤブ事業名)		農業研究団体等育成事業	奈良県農業振興協議会		
地区農業研究協議会等との連携を図り、地区研究団体の育成を図る。また、「大和の農業開発大会」の開催等を通じて農業経営の合理化及び産地や農村の活性化を推進するものである。 補助対象経費は、(1)研究会の開催に関する事業費、(2)農業研究実績発表会の開催に関する事業費。 ①補助金の見直し（・補助金額の見直し） 当該団体は県内の農業研究団体7団体を会員としている。当該団体の主活動である農業開発大会の開催費用210千円及び各地区農業振興会活動助成金70千円の多くは県からの補助金で賄っている。 農業開発大会については、表彰事業は県が直接実施しており、協議会は講演会及び実績発表会を担当している。このような団体活動のほとんどを補助金で賄うことは適切でなく、農業開発大会費用分担のあり方を含め補助金が見直しが望まれる。					

26	畜産団体	畜産課	事業費補助	畜産関係団体16団体	総額5,885千円
奈良県畜産振興事業補助金 奈良県の畜産の振興を図るため、畜産関係団体(16団体)が行う事業に要する経費について、知事が定める額を補助する。なお、補助金額は定額であり、相当の期間同額であることが多い。監査対象は10団体で、補助金総額は2,600千円					
①補助金の見直し、②要綱の明確性（・補助対象の見直し・補助金額の見直し） 要綱において補助目的を「県畜産の振興を図る」と記載されているのみで、具体的な目的記載がない。畜産関係団体のすべてに補助金を交付しており、昭和45年度から継続している。平成9年度からは対象経費を特定し、補助額を経費の2分の1以内とするなど改善が見られる。しかし、現在の補助対象は団体の経常的活動に対するものが多い。経常的活動はできる限り団体の自主財源で賄うことが必要と考える。県の補助対象は、社会環境の変化に対応し、緊急を要する事業や新技術の研究等及び公益性が高いものと認められる事業に特定するなど、補助のあり方も含め検討することが望まれる。 なお、以下の個別団体については、固有の問題点のみを記載する。 ③実績報告書の明確性 抽出した10団体すべてについて、実績報告書において実施事業及び支出総額記載はありものの、支出明細がない。事業別の支出明細の記載が必要である。					
27	144	畜産課	事業費補助	平成4年度	400千円
(上記補助事業の個別事業)		奈良県酪農農業協同組合			
補助対象経費は、(1)乳牛共進会開催費、(2)講習会開催費、(3)乳質改善共助会開催費、(4)青年・婦人部活動費である。					
①補助金の見直し 補助対象事業の中で、「乳牛共進会」において知事賞を授与していることから県が開催費(926千円)の一部を負担しているが、その他の事業は補助金のあり方も含め見直しが望まれる。					
28	145	畜産課	事業費補助	平成4年度	400千円
(上記補助事業の個別事業)		奈良県養鶏農業協同組合			
補助対象経費は、(1)鶏卵肉品評会開催費、(2)鶏卵肉流通対策費、(3)講習会開催費、(4)啓蒙宣伝費である。 ①補助金の見直し 補助対象事業の中で、「鶏卵肉品評会」において知事賞を授与していることから県が開催費(307千円)の一部を負担しているが、その他の事業は補助金のあり方も含め見直しが望まれる。					
29	146	畜産課	事業費補助	昭和45年度	200千円
(上記補助事業の個別事業)		奈良県養豚農業協同組合			
補助対象経費は、(1)豚肉共助会開催費、(2)地域養豚推進費、(3)啓蒙宣伝費である。					

①補助金の見直し 補助対象事業の中で、「豚肉共助会」において知事賞を授与していることから県が会費 催費（221千円）の一部を負担しているが、その他の事業は補助金のあり方も含め見直し が望まれる。 ②実績報告の明確性 実施した事業の具体的実施日、内容及び参加者数等の記載がない。実績報告書の様式等 を見直し、具体的記載を求めることが望まれる。					
30	147	畜産課	事業費補助	平成4年度	200千円
(上記補助事業の個別事業) 奈良県養蜂農業協同組合 補助対象経費は、(1)交配蜂の利用対策費、(2)瓶着対策費、(2)啓蒙宣伝費である。 ①補助金の見直し 現在の実施事業は経常的活動がほとんどであるため限り自主財源で実施することを 求め、補助金のあり方も含め見直しが見込まれる。 ②実績報告の明確性 実施した事業の具体的実施日、内容及び参加者数等の記載がない。実績報告書の様式等 を見直し、具体的記載を求めることが望まれる。					
31	148	畜産課	事業費補助	平成4年度	100千円
(上記補助事業の個別事業) 奈良県果菜産地協同組合 補助対象経費は、(1)講習会開催費、(2)調査活動費である。 ①補助金の見直し 現在の実施事業は経常的活動がほとんどであるため限り自主財源で実施するこ とを求め、補助金のあり方も含め見直しが見込まれる。					
32	149	畜産課	事業費補助	平成4年度	300千円
(上記補助事業の個別事業) 大和肉鶏農業協同組合 補助対象経費は、(1)品評会開催費、(2)講習会開催費、(3)流通対策費、(4)啓蒙宣伝費 である。 ①補助金の見直し 補助対象事業の中で、「品評会」において知事賞を授与していることから県が会費 (300千円)の一部を負担しているが、その他の事業は補助金のあり方も含め見直しが見 まれる。					
33	150	畜産課	事業費補助	昭和56年度	100千円
(上記補助事業の個別事業) 社団法人奈良県配合飼料価格安定基金協会 補助対象経費は、(1)基金加入者調査活動費、(2)飼料荷受業者、特約店等調査活動費、 (3)流通対策費、(4)啓蒙宣伝費である。					

①補助金の見直し 現在実施事業は経常的活動がほとんどであるため限り自主財源で実施すること を求め、補助金のあり方も含め見直しが見込まれる。					
34	151	畜産課	事業費補助	昭和56年度	400千円
(上記補助事業の個別事業) 社団法人奈良県獣医師会 補助対象経費は、(1)講習研修会開催費、(2)講習研修会、学会参加費、(3)部会活動費 (4)啓蒙宣伝費である。 ①補助金の見直し 補助対象事業のうち、(2)からは自己研鑽のため、親睦又は業界として必要なもので あり、活動内容及び財源ともに獣医師会主導で実施すべきものと考え、(1)県民対象の 講習会開催は公益性ありと認められるもの、平成14年度事業報告書を閲覧した限りで は開催実績はなく、今後、補助対象事業、補助金のあり方の見直しが見込まれる。					
35	152	畜産課	事業費補助	昭和48年度	200千円
(上記補助事業の個別事業) 奈良県牛乳産地協同組合 補助対象経費は、(1)乳価安定対策費、(2)研修講習会開催費、(3)牛乳製品啓蒙宣 伝費である。 ①補助金の見直し 実施事業は経常的活動及び自己研鑽のための研修会等であり、できる限り自主財源で実施 することを求め、補助金のあり方も含め見直しが見込まれる。					
36	153	畜産課	事業費補助	平成4年度	300千円
(上記補助事業の個別事業) 奈良県肉用牛農業協同組合 補助対象経費は、(1)枝肉格付研修会開催費、(2)講習会開催費、(3)先進地視察等調査 活動費である。 ①補助金の見直し 補助対象事業の中で、(1)枝肉格付研修開催が共助会開催に該当することである。 共助会において知事賞を授与していることから県が会費(349千円)の一部を負担し ているが、その他の事業は補助金のあり方も含め見直しが見込まれる。					
37	101	農政課	事業費補助	昭和61年度	700千円
米穀流通消費改善対策事業補助金 奈良県米穀協会 米穀流通の適正化を図り、消費者の米穀の購入の利便に資するため、(1)流通秩序改善 事業、(2)袋詰精米品質表示指導事業、(3)その他知事が必要と認める事業に要する経費に ついて補助するものである。 ①補助金の見直し(・補助対象の見直し・補助金額の見直し) 当該補助は「米穀流通の適正化」を目的として昭和61年度から今日まで継続している。 (2)袋詰精米品質表示指導事業の実績経費は会議費及び雑費等となっている。しかし、米					

流通の適正化は業者自体が行うべきものであり、(1)流通秩序改善事業に含まれる自治計  
画推進費補助以外は適当な時期に公の関与はなくすべきものと考えらる。

②実績報告の明確性

実績報告書は「自治計画推進費」「会議費」等経費内訳のみである。自治計画推進費は、  
計量士の人件費に充てられているとのことであるが、内訳明細等の記載が求められる。ま  
た、このような「ソフト事業」の効果測定は困難な面はあるが、補助効果測定方法を検討  
するうえで、まず実施した事業の詳細な記載が求められる。

③要綱の明確性

主な補助対象事業である(1)流通秩序改善事業の名称は抽象的である。実際には自治計画  
推進費及び会議費が主なものであることから、その内容にあった補助対象事業名等への変  
更が望ましい。

A-4 事務事業評価の実施が望まれるもの

表番号102から106 【A-1】の箇所に記載

【B 実績報告の明確性に関する意見】

38	107	農政課	事業費補助	昭和63年度	1,000千円
水産物消費拡大推進事業補助金					
消費者の水産物についての知識・理解を深め、水産物の消費拡大を推進し、奈良県中央 卸売市場の活性化を図るため、奈良県魚食普及協議会が行う水産物消費拡大推進事業に要 する経費について補助する。					
補助対象経費は、(1)水産物消費拡大に関する宣伝・広告経費、(2)水産物を利用した料 理講習会、料理コンクール等開催経費である。					
②実績報告の明確性（・効果測定の必要性）					
補助事業予算は3,000千円で、そのうち2,200千円が料理コンクール、料理教室等に要 する費用であるが、これら事業を実施した成果の把握が行われていない。県担当課による と、水産物の流通拡大が成果指標となるが、中央卸売市場を經由する水産物は約7割であ るため奈良県全体で水産物消費が増加したかの測定が困難であるとしている。しかし、補 助金目的は水産物消費拡大であり、今後は、料理コンクールや料理教室に工夫をこらし広 く県民に水産物の消費拡大をPRするとともに、事業実施後に参加者の消費状況を調査す る等、効果測定に努めることが望まれる。					
39	109	農業経営課	運営費補助	昭和61年度	400千円
JAならけん青壮年部事業活動促進費補助金 JAならけん青壮年部					
農協青壮年組織を整備し農協運動の発展を図るため、JAならけん青壮年部に対し、青 壮年部が行う事業に要する経費について、3分の1以内で補助するものである。					

②実績報告の明確性  
費用説明はある程度なされているが、活動の詳細、費用明細及び事業の成果の記載はな  
い。後日總會資料を入手し事業内容を確認しているとのことであるが、実績報告書上で補  
助金使途を明確にし補助効果測定に資するため、費用明細、実施事業及び成果の記載を求  
める必要がある。

40	125	農業振興課	事業費補助	昭和63年度	400千円
奈良県農業振興団体補助金					
(サブ事業名)奈良県国際農業者交流協会事業					
農業青年等の海外派遣並びに海外諸国からの農業研修生受入れにより、農業青年等の資 質向上、海外農業青年の養成等を促進し、もって県農業の発展と国際農業の交流に寄与す るものである。					
補助対象経費は、(1)農業青年の海外研修参加啓発費、(2)海外農業研修生受入事業費。 当該団体は、海外農業研修実施者、市町村、団体等を会員とし、個人88名、団体49 団体で構成されている。					
②実績報告の明確性					
支出総額5,798千円で、経費配分は、事業費4,604千円に県補助金の充当となっている が、事業費の内訳明細がない。補助対象事業と対象外事業の区分がなされていない、少な くとも、事業費を活動別に区分すべきである。また、実施事業の記載はあるが、参加者数 等の実績記載がない、実績報告書において、事業の実績及び收支明細を明確に記載するこ とが必要である。					

【C 要綱の明確性に関する意見】

○表番号108、165から169、171 【A-2】の箇所に記載  
○表番号101、120から123、144から153 【A-3】の箇所に記載  
○表番号101、144から153 【A-3】の箇所に記載

IV 貸付金個別事業に対する意見

1. 農業改良資金貸付金

(1) 貸付金の概要

貸付先：農業者	所管部署：農業経営課
開始年度：昭和31年度	
根拠規程：(県の規程) 奈良県農業改良資金貸付規則、農業改良資金事務処理要綱、奈良県農業改良資金貸付基準、(国の規程) 農業改良資金助成法、同施行令、同施行規則、農業経営改善関係資金基本要綱、農業改良資金制度運用基本要綱、農業改良資金制度の運用について	

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
年間貸付額	75,438	87,032	300,000	133,787	300,000
年間償還額	159,865	139,891	146,500	142,639	133,700
年度末 貸付残高	718,936	666,077	819,577	657,225	823,525
収入未済額	29,043	36,192	—	45,636	—

(単位：千円)

(貸付金の目的)

農業改良資金助成法第1条において、「農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金(当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。)の貸付を行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする」とされている。

貸付金は無利子であり、貸付金の原資は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ負担し、農業協同組合に事務委託され、農業協同組合及び県農業振興事務所が貸付金の管理を行っている。

貸付けを受けようとする農業者は、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の県知事の認定を受ける必要がある。貸付対象は新たな農業部門の経営の開始や農畜産物の新たな生産方式の導入のために必要な資金とされ、県の貸付基準により詳細に規定されている。

貸付金の限度額は個人18百万円、法人又は団体50百万円で、償還期間は10年以内(特定の要件を満たした場合は12年以内)、据置期間は3年以内(特定の要件を満たした場合は5年以内)とされている。

貸付けに当たり、貸付額5百万円につき1人の連帯保証人が必要とされて

いるが、平成14年10月の制度改正により、保証人について農業信用基金協会保証を導入し、利用の便を図っている。また、同改正においては、貸付者(借入人)の要件や資金使途の制約も併せて緩和されている。

(2) 意見

① 収入未済先(延滞先)の管理について

平成14年度末における延滞発生状況を見ると、延滞金額の合計は45,636千円で、調停件数(延滞回数)で19件、貸付先数では9先。20百万円超の大口の延滞先が1先ある。(なお、平成14年度末の貸付件数は212件。)延滞先のうち延滞回数の最も多いものは3回(延滞期間3年)となっている。貸付金の貸倒れについては、これまでのところ発生の実績はなく、保証人制度が奏効していたとみられる。

延滞先からの回収については、制度の目的上、農業振興事務所が指導を行って農業生産を軌道に乗せ、正常化させることにより回収を図ることを基本としている。しかし、延滞先の状況に関する報告資料を見たところでは、現在は農業生産を行っておらず、再開による返済開始の可能性に乏しいとみられる例があった。

今後新規に実行される農業信用基金協会の保証が付いた貸付先については、延滞が発生した場合、同協会による代位弁済が行われることになるため、表面上延滞がなくなることになる。しかし、国及び県は農業信用基金協会に対し、貸倒償却の原資として特別準備金を拠出しており、最終的に県の負担が生じる可能性がある。したがって、制度改正により今後貸付金の利用拡大が見込まれ、また、既存の貸付先からの延滞も増加してきていることから、今後は従来よりも貸付実行後の資金使途の管理や営農指導の強化など運用上の手当てを図る必要があると思われる。

2. 林業改善資金貸付金

(1) 貸付金の概要

貸付先：林業従事者	所管部署：林政課
開始年度：昭和51年度	
根拠規程：(県の規程) 奈良県林業改善資金貸付規則、(国の規程) 林業改善資金助成法、同施行令、同施行規則	

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
年間貸付額	75,693	41,996	180,000	28,841	180,000
年間償還額	125,796	124,731	128,648	116,238	110,000
年度末 貸付残高	473,152	390,417	441,679	303,020	373,020
収入未済額	—	3,872	—	—	—

(貸付金の目的)

林業改善資金助成法第1条によれば、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金又は青年林業者等要請確保資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする、とされている。

貸付金は無利子であり、貸付金の原資は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ負担し、奈良県森林組合連合会及び森林組合、奈良県木材協同組合連合会及び木材協同組合に事務委託され、それらが貸付金の管理を行っている。

貸付けを受けようとする林業従事者は、事業計画書を作成し、これを申請書に添え、県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の県知事の認定を受ける必要がある。

貸付けに当たり、貸付金額に応じた人数の連帯保証人が必要とされている。貸付金額・貸付期間については、貸付規則において資金の種類ごとに規定されており、合計限度額は一林業従事者当たり15百万円(会社30百万円、団体50百万円)、連帯保証人が必要とされている。

(2)意見

① 貸付実行後の管理について

平成14年度は予算の180百万円に対し、実績は28百万円と大幅に下回った。資金需要の低迷が最大の要因であるが、貸付要件に制約があることも要因とみられたことから、県では今年度において規則を改定し、貸付対象を林業従事者のみならず木材産業まで拡大するとともに、資金使途も増やし、また、保証機関の保証も利用できるようにしている。

林業振興のため、制度の利便性を高める規則改正については評価できるところであるが、他方、平成13年度以降延滞償権が発生しており、また、後掲3. 森林組合金融対策事業貸付金の新規実行が停止されたことから、一部に

資金繰りに窮する貸付先の発生も懸念されるため、貸付実行後の管理について留意が必要である。

3. 森林組合金融対策事業貸付金

(1) 貸付金の概要

貸付先：奈良県森林組合連合会	所管部署：林政課
開始年度：昭和63年度	
根拠規程：奈良県森林組合金融対策事業実施要綱	

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
県からの 年間貸付額	149,160	128,640	123,300	123,300	81,460
県間償還額	149,160	128,640	123,300	123,300	81,460
林業経営高度化資金 年度末貸付高	128,200	120,400	118,200	118,200	72,000

(貸付金の目的)

奈良県森林組合連合会(以下3.において「県森連」という。)及び森林組合が林業経営高度化資金の貸付けを行うための原資として、県森連及び森林組合に対する県からの貸付けであり、森林組合の金融事業の拡充強化と地域林業の振興に資することを目的としている。

林業経営高度化資金とは、要綱において(別表)に掲げる事業に必要な資金とされているもので、既存の貸付金制度では対応できないものについての貸付制度であり、また、森林組合の金融事業の拡充強化とは、林業従事者の資金需要への対応を意味する。

(別表) 貸付の対象となる事業経費—8 齢級以上の間伐等保育、磨丸太生産用資材の購入、補助・融資対象外の事業で知事が必要と認めるもの(観光シャトル車、観光クワリ機、猪牧場等の整備)、軽貨物自動車の購入、丸棒製造施設の整備
--

貸付けは県1に対し農林中央金庫0.46の割合の併せ貸しで行われ、県森連から森林組合を通じて、資金需要者である森林組合員に対し貸付けが行われる形式となっている。貸付条件は、貸付限度額1件当たり5百万円、貸付利率年1.80%(平成14年度新規貸付)、期間5年以内、元金均等年賦払い、保証人・担保等の条件は組合の規定によるとされている。

毎年度末に県森連から貸付残高がいったん全て県に返済されたうえで、年

度始に新規追加分と合わせて貸付けが行われているが、資金需要の低迷から、平成15年度以降の新規貸付は停止され、過年度分の借り替えのみとなる。

(2)意見

① 延滞先の状況把握と対応について

森林組合を通じて転貸貸付であり、県に最終債務者に関する資料はないが、貸付合計額が内規で定める限度額(10,000千円)に達成している者や、借入れの繰り返しによって貸付残高が減っていない者がいる。これらの者からの返済は今のところ滞っていないが、金融対策事業貸付金制度がなくなった場合に、森林組合は返済困難者の発生にどのように対応するのか、早急に検討する必要がある。

この貸付金は、県から県森連に対する貸付であり滞留債権の管理は森林組合が行っているが、貸付先の中には県が貸付けを行う林業改善資金での延滞先(手形不渡による経営破綻)も含まれている。県としても森林組合からの回収に係る問題であるため、問題貸付先の状況把握と森林組合への指導について検討が必要である。

4. 木材産業等高度化推進資金貸付金

(1)貸付金の概要

貸付先：林業従事者(預託先：農林中央金庫・南都銀行)	所管部署：林政課
開始年度：昭和51年度	
根拠規程：(県の規程)奈良県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱、(国の規程)林業等振興資金融通暫定措置法、同施行令	

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
県からの 年度預託額	740,000	700,000	885,000	646,000	885,000
指定金融機 関からの 年間貸付額	2,663,600	2,200,850	2,990,000	2,564,800	2,990,000
年間償還額	2,690,500	2,683,364	2,683,364	2,240,393	
同年度末 貸付残高	2,199,050	1,716,536	2,023,172	2,040,943	

(貸付金の目的)

木材の生産又は流通を担う事業者に対し、その行う事業の合理化を推進するために必要な資金を低利で融通する措置を講じて、木材産業の健全な発展に寄与することを目的としている。

貸付けを受けようとする者は事業経営改善計画書及び構造改善計画書を作成して県に提出し、県の認定により、指定金融機関(農林中央金庫・南都銀行)から貸付けが行われる。県は、資金需要者から借入れの相談を受けている奈良県木材協同組合連合会の立てた資金需要予測に基づき、木材産業等高度化推進資金事業計画書を作成して、林野庁長官の承認を受け、農林漁業信用基金から預託金原資の半分に相当する金額の借入れを行う。県は借り入れた資金を県からの資金と合せて指定金融機関である農林中央金庫と南都銀行に預託し、指定金融機関は県から預託を受けた金額について、規定された資金使途<sup>(注)</sup>に応じて預託金額の3倍又は4倍の資金の貸付けを行う。

貸付限度額は1億円(原木確保協定促進資金のみ3億円、なお、林野庁長官の特認により2億円又は4億円)、利率1.5%又は1.4%、償還期間は1年以内、返済方法、担保及び保証人については指定金融機関の規定に基づく。農林漁業信用基金の保証制度があり、利用者が多い。

(注) 木材生産合理化資金、製品流通合理化資金、間伐等促進資金、構造改革促進資金、経営高度化資金、木材産業経営環境変化対応特別資金、林業経営高度化推進資金

(2)意見

① 貸付実行後の貸付先の状況に係る情報入手と貸付先の一円管理について  
貸付先の管理については、資金使途ごとに貸付先別の台帳が存在し、また、林野庁長官に対し、四半期ごとに貸付実績の報告が行なわれるため、その資料として貸付先からの実績報告(事業費の額と推進資金により賄った額)を徴求している。しかし、県にとつては、一次的には指定金融機関への預託であり、回収に係るリスクは指定金融機関が負うことになるため、県では延滞先の状況について把握していない。しかし、他制度の貸付金と重複して借り入れている者もいると見られることから、貸付先の一円管理を行うため、貸付実行後の貸付先の状況に係る情報の入手を検討する必要がある。

5. 農協合併推進特別対策事業貸付金

(1)貸付金の概要

貸付先：奈良県農業協同組合中央会	所管部署：農業経営課
開始年度：平成8年度	
根拠規程：奈良県農業協同組合併推進特別対策資金助成要綱	



(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
年間貸付額	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
年間償還額	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
年度末 貸付残高	—	—	—	—	—

(貸付金の目的)

当貸付金は、経営不振の旧三宅町農業協同組合を吸収合併した旧桜井しき農業協同組合(以下5.)において「旧桜井しき農協」という。)に対し、預金者保護及び合併後の事業水準の維持を目的として、平成8年4月から10年間の予定で貸し付けられたものである。具体的には、合併前に旧三宅町農業協同組合が有していた不良債権35億円を処理するため、県が奈良県信用農業協同組合連合会(以下5.)において「信連」という。)に預託した15億円と系統(信連、経済連、共済連)から奈良県農業協同組合中央会(以下5.)において「中央会」という。)に拠出され、さらに信連へ預託された25億円の合計40億円の無利子の預託金の運用益を不良債権の償却原資の一部に充当するスキームとなっていた。その後、平成11年4月に旧桜井しき農協が奈良県農業協同組合(以下5.)において「奈良県農協」という。)に合併した際に、当該スキームも奈良県農協に引き継がれ、さらに平成11年10月に奈良県農協が信連を包括承継したことにより、県からの預託金も中央会を通じて奈良県農協に預託されることとなっている。この結果、従来は信連が年5%相当の運用益を旧桜井しき農協及び合併後の奈良県農協に対し助成するスキームとなっていたが、中央会から預託を受けた奈良県農協が年5%相当の運用益を中央会にいったん支払った後、あらためて中央会から奈良県農協に対し同額が助成金として支払われることとなっている。

(2)意見

① 低金利環境下での貸付金の見直しについて

奈良県農協が信連を包括承継したことにより、実質的には奈良県農協自体が預託金を運用して、その運用益を受け取ることになっているため、現在の低金利環境下では、奈良県農協は当初計画された年5%の支援効果を実質的には受けられていない状況とみられる。

ただ、不良債権は平成9年度に前倒して償却・引当が行なわれ、現状ではほぼ解消しており、当該償却・引当の原資が順次助成金のかたちで後から支払われている状況である。

また、奈良県農協は平成14年度末で自己資本431億円、自己資本比率12.56%と相応の体力があるため、深刻な問題にはなっていないものとみられることも勘案すれば、支援効果の薄れた当貸付金の見直しを検討する必要があると思われる。

なお、財政支援として、資金を預託してその運用益を支援資金として充当する方法はよく用いられるものとみられるが、当該貸付金のように金融情勢によってはその効果が十分に現れることがない場合があり、そのような状況下で長期間支援資金の原資を預託することは、今後、財政資金の効率的利用の点から再検討する必要があると思われる。

6. 就農支援資金貸付金

(1)貸付金の概要

貸付先：奈良県青年農業者等育成センター(財)奈良県農業振興公社)	所管部署：農業経営課
開始年度：平成7年度	
根拠規程：(県の規程)奈良県就農支援資金貸付金貸付等要領、系統等民間金融機関に係る就農支援資金事務取扱要領	
(国の規程)青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法、同施行令、同施行規則青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行について、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について	

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
年間貸付額	—	—	21,000	—	21,000
年間償還額	—	—	—	—	—
年度末 貸付残高	47,650	47,650	68,650	47,650	68,650

(貸付金の目的)

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第1条において、農村における高齢化の進展その他農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする、とされている。

新たに就農するため、資金の貸付を受けようとする青年等は、就農計画を作成し、これを県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受ける必要がある。

貸付金は無利子であり、貸付金の原資は、国が3分の2、県が3分の1それぞれ負担し、県から財団法人奈良県農業振興公社内に置かれている奈良県青年農業者等育成センター（以下6.において「育成センター」という。）に貸付けが行われ、育成センターから貸付者（借入人）に対する貸付けが行われている。

(2) 意見

① 余剰資金の回収について

平成7年度、平成8年度、平成10年度に、合計47,650千円が実行されて以降、県からの新規貸付は行なわれていない。育成センターでの貸付残高は平成14年度末で21件20,202千円となっており、育成センターは回収した資金を再度貸し付けに回しているため、既存の貸付残高を上回る資金需要がないから県からの新規貸付は行なわれない。新規就業予定者への制度の周知は農業大学校、農林振興事務所、農業協同組合（以下6.において「農協」という。）等を通じてPRされているが、基本的に資金使途の限られた少額の貸付であることと、研修を受ける新規就農者の少ないことが利用低調であることの要因とみられる。

県からの貸付額との差額は農協にある育成センターの専用口座で管理されているが、現状では県からの貸付額の半分以上が農協の口座で滞留していることになり、財政資金の効率的利用の点からは、資金需要の動向を見極めたうえで、余剰資金について回収を検討する必要があると思われる。

7. 林業就業促進資金貸付金

(1) 貸付金の概要

貸付先：林業労働力確保支援センター（財）奈良県林業基金)	所管部署：林政課
開始年度：平成10年度	
根拠規程：(県の規程) 林業就業促進資金貸付金貸付要領 (国の規程) 林業労働力の確保の促進に関する法律	

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
年間貸付額	—	—	3,000	—	3,000
年間償還額	—	—	3,000	—	3,000
年度末 貸付残高	3,024	3,028	3,000	3,029	3,000

(貸付金の目的)

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づいて行われており、新規林業就業者が就業に当たり研修を受け、また、就業に必要な準備を行うために必要な資金の貸付けを行う制度として設けられている。

貸付金は無利子であり、貸付金の原資は、国が3分の2、県が3分の1それぞれ負担し、県から財団法人奈良県林業基金内に置かれている林業労働力確保支援センターに貸付けが行われ、同センターから申込者に対し貸付けが行われる。

(2) 意見

① 貸付金制度の周知を図ることについて

平成10年度に制度が始まって以降、利用の実績はなく、少額とはいえ、財政資金の効率的利用の点から問題があるため、制度の周知を図る必要がある。

以上